

同性のカップルに対する法的保護

— From *Baker to Baker* —

鈴木伸智

目次

- I. はじめに
- II. 同性婚をめぐる訴訟の展開
 - 1. 同性婚認容に向けて
 - 2. 婚姻から生じる利益および保護の獲得へ
- III. シヴィル・ユニオン法
 - 1. シヴィル・ユニオン法の成立
 - 2. シヴィル・ユニオン法とはどのようなものか
- IV. おわりに

I. はじめに

同性のカップルに婚姻を認めるべきか否か。学説はこれまで、同性のカップルに対しても何らかの保護は必要であるとして、第一に、同性のカップルにも婚姻を認める、すなわち、現行の婚姻制度に同性のカップルを包含する（本稿ではこれを同性婚と呼ぶ）、第二に、婚姻制度とは別の制度を作り包括的あるいは部分的な保護を与える、第三に、各事件ごとに対処し、制度上の保護は与えない、などの方策を主張してきた。

ヨーロッパのいくつかの国は第二の立場をとり、たとえば、デンマークは、他国に先駆け、1989年にパートナーシップ（Partnerskab）を導入した¹⁾。また、近年では、フランスが、1999年にパックス（PACS, pacte civil de solidarité）を施行している²⁾。これらの制度は、その対象・内容に差異はあるものの、登録をした同性のカップルに対して、婚姻した異性のカップルに準じるような法律上の地位や保護を与えるものであり、レジスタード・パートナーシップ（registered partnership）制度と総称されている³⁾。

これに対して、アメリカ合衆国では、基本的には第三の立場がとられ、いくつかの地方自治体や企業でのみ第二の立場がとられている。これは、ドメスティック・パートナーシップ (domestic partnership) 制度と呼ばれ、登録をしたカップルに、健康保険給付・医療保険給付の適用や病気休暇・忌中休暇を認めるなど、部分的・限定的な保護を与えるものである⁴⁾。しかし、ドメスティック・パートナーシップ制度は、その地域に居住していたり、その企業に雇用されている者にとってのみ有用であり、それ以外の同性のカップルに対しては、具体的な保護の方策はなんら講じられていないといってよい。もちろん、第三の立場をとっても、同性のカップルが、家族や夫婦に準じる関係として保護される可能性はある⁵⁾。しかし、婚姻やレジスタード・パートナーシップに登録することによって自動的に生じるような包括的な保護が与えられるわけでない。このような自動的・包括的な保護を求めて、同性のカップルは、自分たちには婚姻する権利があるとして、同性婚の認容を主張してきたのであるが、同性婚を認容した州は未だ存在しない。

そこで、本稿では、まず、アメリカ合衆国における7件の同性婚訴訟を取り上げる。これら7件は、それぞれに特徴的である。これらの検討を通じて、なぜ同性婚が認容されないのか、同性婚訴訟の展開および1999年の *Baker v. State of Vermont* 事件に至るまでの議論の過程を概観する。次いで、*Baker v. State of Vermont* 事件後に制定されたヴァーモント州のシヴィル・ユニオン法 (Civil Union) を紹介する。この制度は、同性のカップルに婚姻した異性のカップルと同等の利益および保護を与えるものである。そして、最後に、同性のカップルに対する法的保護の一態様としてのシヴィル・ユニオン法の意義および問題点を明らかにしたい。

Ⅱ. 同性婚をめぐる訴訟の展開

1. 同性婚認容に向けて

1960年代後半の女性解放運動や性革命の進行とともに、同性愛者も自分たちの権利の拡張と同性愛者であることを理由とする差別の撤廃を求めて、ゲイ権運動を展開し始めた。1969年6月27日には、芸術や作家の町として知られるニューヨーク市のグレニッチヴィレッジで、警官隊の急襲に対して同性愛者らが実力で抵抗し、それ以来、ここがゲイ権運動のシンボルとなった。さらに、1970年代に入ると、ゲイ権運動は活発化し、

約半数の州において、同性愛行為を犯罪とするソドミー法 (sodomy law) が改正あるいは廃止されるに至った。

このような状況のなかで、同性婚訴訟は、まず、1971年に提起されている。

[1] Baker v. Nelson 事件⁶⁾

ベイカー (Baker) およびマッコネル (McConnell) は双方とも成人男性であり、二人はミネソタ州ヘネピン郡の郡書記であるネルスン (Nelson) に対し、婚姻許可状の発給を求めた。しかし、ネルスンが、申立人が同性であるという理由で婚姻許可状の発給を拒否したため、ベイカーらは職務執行令状 (writ of mandamus) の発給を申し立てた。事実審裁判所はこれを却下したため、ベイカーらはミネソタ州最高裁判所へ上訴した。

申立人は、第一に、「制定法が明示的に同性婚を禁止していないことが、同性婚を認容するという立法者の意図を示している」と主張した。これに対して、裁判所は、「『婚姻』を規定するミネソタ州法第517章は、婚姻という文言を異性間の結合状態を意味するものとして使用している。準州の時代 (territorial days) に起源を有する婚姻法の起草者が、これと異なった意味で当該文言を使用していたと解するのは現実的ではない。…現行法は『夫と妻』、『花嫁と花婿』といった異性を意味するような文言を備えているからである。したがって、ミネソタ州法第517章は同性婚を認めておらず、そのような婚姻は禁止される」と判示した。

申立人による第二の主張は、「ミネソタ州法第517章が上述のように解釈されるなら、それは連邦憲法修正第9条および第14条に違反し、違憲である」というものである。申立人は、ミネソタ州婚姻法は、連邦憲法修正第9条および第14条が保障する基本的権利 [すなわち婚姻する権利]

(〔 〕内は筆者注であり以下も同様) を侵害し、平等保護条項およびデュー・プロセス条項に違反すると主張するのであるが、裁判所は「申立人による違憲の主張は、婚姻する権利は両当事者の性に関係なく、すべての人の基本的権利であり、婚姻を異性のカップルに制限することは不合理で不当に差別的であるという点では共通である」とした上で、「当該主張は、われわれを納得させるものではなく、また、連邦最高裁判所の先例にも、そのような主張を支持するものはみあたらない」と言明した。そして、平等保護条項にもとづき、オクラホマ州常習犯罪者断種法

(Oklahoma's Habitual Criminal Sterilization Act) を無効とした *Skinner v. Oklahoma* 事件⁷⁾ を引用しながら、「男性と女性の結合としての婚姻制度は、唯一家庭内での生殖および子の養育をとまなうものであり、それは、創世記同様、長い歴史を有するものである。…この歴史的な制度が、申立人が主張する婚姻の現代的概念および社会的利益以上に深遠なものであることは明白であ」り、「修正第14条のデュー・プロセス条項は、裁判官立法 (judicial legislation) によって婚姻制度の改革を認める憲章 (charter) ではない」として、「申立人が依拠する〔婚姻夫婦による避妊器具の使用を禁止するコネチカット州法が、修正第14条のデュー・プロセス条項に違反するとして無効とされた〕 *Griswold v. Connecticut* 事件⁸⁾ も反対の結論を支持していない」と判示した。

さらに、申立人は、「州は、婚姻した異性のカップルに対して、生殖能力があることを証明し、出産する意思があることを宣言するという要件を課していない」とした上で、「同性婚が禁止されるのであれば、裁判所は制定法で前述の要件を規定しなければならない」と主張したが、裁判所は、「分類 (classification) は、理論的には不完全なものにすぎず、抽象的な均整 (abstract asymmetry) は、修正第14条によって要請されるものではなく、申立人が依拠する〔異人種間の婚姻を禁止するバージニア州異人種間婚姻禁止法 (*Virginia's Antimiscegenation Statute*) は人種差別にあたり、修正第14条に違反するとして無効とされた〕 *Loving v. Virginia* 事件⁹⁾ も結論に影響を及ぼすものではな」く、*Loving v. Virginia* 事件との関連で、「州による、婚姻する権利の制限すべてが修正第14条の範囲を逸脱しているとはかぎらない。常識的に、そして憲法上の意味において、人種にもとづく婚姻の制限と性の本質的な相違にもとづく制限とは明確に区別されなければならない」として、「州が婚姻を認められる人を分類することは、デュー・プロセス条項同様、平等保護条項にも違反しない」と判示し、「ミネソタ州法第517章は、連邦憲法に違反しない」と結論づけている。

初の同性婚訴訟である *Baker v. Nelson* 事件では、同性のカップルに婚姻許可状の発給を拒否することは、基本的権利である同性のカップルの婚姻する権利を侵害し、連邦憲法に違反とするという主張がなされている。裁判所は、婚姻という言葉の意味および立法者意思にもとづいてこ

れを否定しているが、この後の同性婚訴訟でも常に同様の主張が繰り返されることになる。また、裁判所は、婚姻を認められる人を分類することが当然に違憲になるとはかぎらないと判示しているが、後述する司法審査の基準については明言していない。なお、ミネソタ州法第517章1条は1977年に改正され、異性のカップルによる婚姻のみが法律上有効であることを明示するため、“a civil contract between a man and a woman”という文言が用いられていた。近年ではそれに加えて、重婚や近親婚を禁止する第517章3条a項に、4号が新たに設けられ、同性婚を明示的に禁止している¹⁰⁾。

〔2〕Jones v. Hallahan 事件¹¹⁾

申立人・上訴人であるジョーンズ (Jones) ら女性二名は、ケンタッキー州ジェファーソン郡の郡書記 (clerk) であるハラハン (Hallahan) によって婚姻許可状の発給を拒否されたため、「婚姻許可状の発給を拒否することは、三つの基本的な憲法上の権利、すなわち婚姻する権利、親密な結合の権利 (right of association)、宗教の自由 (right to free exercise of religion) を奪うものであり、上訴人に対して残酷で異常な刑罰を課すものである」と主張し、本件訴訟を提起した。

控訴裁判所は、「ケンタッキー州法は婚姻という文言を定義していないため、当該文言は通常の用法にしたがって定義されなければならない」として、ウェブスターなどの三つの辞典から「婚姻」の定義を導き出した。これらの辞典では、「婚姻」は「男性と女性の結合」とされており、これにもとづき、裁判所は、「上訴人が婚姻できないのは、ケンタッキー州および郡書記が婚姻許可状の発給を拒否したためではなく、上訴人の関係が婚姻という文言の定義に含まれていないためである」と判示した。また、Baker v. Nelson 事件を引用したものの、「本件は憲法上の問題とは関連性がなく、同性のカップルが婚姻する権利は、憲法上、認められないし、保護に値するものでもない」とし、さらに、「告白された教義 (professed doctrines) を法より上位のものとし、その結果、市民が自己の思い通りにふるまうことを認容するために、宗教の自由という主張は拡張されない」として、上訴人による憲法上の主張を排斥した。そして、「上訴人によって主張されている関係は婚姻ではないのであり、したがって婚姻許可状の発給は認められない」と判示した。

Jones v. Hallahan 事件では、婚姻の定義を辞書から導き出しており、この後の同性婚訴訟でもこのような手法がとられることになる。なお、ケンタッキー州も1998年に婚姻法を改正し、ミネソタ州婚姻法と同様に、婚姻の定義を規定し、同性婚を明示的に禁止している¹²⁾。

〔3〕Singer v. Hara 事件¹³⁾

双方ともに男性であるシンガー (Singer) およびバーウィック (Barwick) は、婚姻許可状の発給を拒否されたため、ワシントン州キング郡の補助裁判官 (Auditor of King County) であるハラ (Hara) を相手取り、訴えを提起した。事実審裁判所は、「ワシントン州法が同性婚を認めていると推定できる理由 (prima facie showing) はなく、同性のカップルに婚姻許可状の発給を拒否することは、憲法上のいかなる権利も奪うものではない」という理由で申立てを拒絶したため、シンガーらは上訴した。

上訴人は、主として、第一に、ワシントン州婚姻法は同性婚を禁止しているとする事実審裁判所の判断は誤審である、第二に、事実審裁判所の命令はワシントン州憲法の性差別禁止修正 (ERA) に違反する、第三に、事実審裁判所の命令は連邦憲法修正第8条、第9条および第14条に違反すると主張した。

控訴裁判所は、上訴人による第一の主張に関して、「婚姻法を通常通り読めば、立法者が同性婚を認容していないことは明らかである」として排斥した。

第二の主張については、「州は、同性婚すべてを違法であると考えており、婚姻許可状の発給が男性のカップルおよび女性のカップルの双方に対して、平等に否定されるかぎり、ERA に違反しない」とした上で、「本件において、州が上訴人に婚姻許可状の発給を拒否したのは、上訴人が男性であるというその身分 (status) にもとづくものではなく、社会が、婚姻を生殖および子の養育のための適切かつ望ましい場とみているという州の認識にもとづくものである。これは、法律上の夫婦が親となることを要求されていなくても、夫婦のなかには親となることができない者がいるとしても、子を出産する夫婦のすべてが法律上正式な婚姻をしているとはかぎらないとしても真実である。これらは例外的な事態なのである。婚姻は、本質的に、人類の繁殖と密接に結びついた社会的に

価値があるものであるが故に、法によって保護される制度として存在するという事実にかわりはない。かくして、州が同性婚の認容を拒否したのは『性による』不当な差別にもとづくというより、むしろ生殖が不可能であることにもとづくものである」と判示した。

さらに、上訴人は第三に、「婚姻の定義は、ワシントン州の婚姻法に反映されており、それがグループ (group) としての同性愛者に対する差別となるため、違憲の疑いの強い分類 (suspect classification) を構成する」と主張したが、裁判所は、「同性愛あるいは他の同性の関係を排除して婚姻を定義することは、やむにやまれぬ州の利益を判断すべき厳格な司法審査 (strict judicial scrutiny) を必要とする違憲の疑いの強い制定法上の分類を創設するものではない」とした上で、「婚姻法から同性の関係を排除することは、伝統的な『合理的基礎』ないし『合理的関係』テスト (reasonable basis or rational relationship test) にもとづき支持されとする州の主張に同意する」とした。そして、「憲法上の論点に関しては、現在定義されている婚姻は、われわれの社会に深く根づいたものであるということを認識すれば十分である。婚姻が子の成長に好ましい環境を与えるという点においては、公共の利益と関係しているのは明らかであるので、州が婚姻による保護を一男一女の法的結合に制限する合理的基礎がないとはいえない」と判示し、上訴人の請求を棄却した。

Singer v. Hara 事件でも、同性婚は制定法上認容されていないと判示されている。次に、州憲法の ERA 違反が主張されているが、控訴裁判所は、男性のカップル、女性のカップルそれぞれに同性婚が禁止されているかぎりは平等であり、同性婚が認容されないのは、婚姻の目的が生殖および子の養育にあるからであり、性差別ではないと判示している。同性婚訴訟において州憲法違反が争点となったのはこれが初めてのケースであり、この判断は、後述する Baehr v. Lewin 事件の判断とは対照的である。また、連邦憲法の平等保護条項の分析のもとでの司法審査の基準について明言した初めてのケースでもある。アメリカ合衆国には、司法審査の基準として、合理性の審査基準 (rationality test)、厳格な審査基準 (strict scrutiny test)、厳格な合理性の基準 (中間の審査基準) (strict rationality test) という三段階の審査基準があるといわれる¹⁴⁾。上訴人は、性的指向 (同性愛) にもとづく分類は違憲の疑いの強い分類であるため、

平等保護条項の分析のもとでの司法審査の基準は厳格な審査基準が採用されると主張した。厳格な審査基準が採用された場合、州が、同性婚を認容しないことがやむにやまれぬ利益を有し、かつその手段が目的達成のために必要不可欠であることを証明しないかぎり、同性婚を認容しない州婚姻法は違憲となる。これに対して、裁判所は、婚姻制度が社会に深く根づいていること、婚姻が子の成長に好ましい関係を与えることなど、婚姻を一男一女の結合に制限することは公共の利益を有するので、司法審査の基準は合理性の審査基準であるとした。裁判所は、性的指向にもとづく分類が違憲の疑いの強い分類ではないとしたことの根拠を示していないが、これについては、次の *Dean v. District of Columbia* 事件で示唆されている。

その後、1985年には、カリフォルニア州パークレー市で、ドメスティック・パートナーシップ制度が実施された。この制度によって、同性のカップルに対する法的保護は一步前進したが、1986年には、ソドミー法合憲判決が下され¹⁵⁾、ソドミー法の改正や廃止に歯止めをかけることになった。なお、ワシントン州も1998年に婚姻法を改正し、明示的に同性婚を禁止している¹⁶⁾。

〔4〕*Dean v. District of Columbia* 事件¹⁷⁾

原告ディーン (*Dean*) およびギル (*Gill*) は、コロンビア特別区裁判所書記官 (*court clerk*) に婚姻許可状の発給を求めたが、これを拒否されたため、訴えを提起した。

コロンビア特別区上位裁判所 (*District of Columbia Superior Court*) は、1991年12月30日、原告の主張を排斥した。裁判所は、「現行法の文言のみならず、当該法律の立法的な沿革 (*legislative history*) から判断して、1975年の『性的に中立』 (*gender-neutral*) という法案が法律として効力を有し、現在、同性婚を認容しているとする原告の主張が説得力のあるものとはいえない」として、同性婚が認容されない理由を近親婚禁止規定および重婚禁止規定に求めた上で、「制定法の文言は通常の意味にしたがって解釈されなければならない」と述べ、*Jones v. Hallahan* 事件同様、ブラックスなどの辞典から婚姻の定義を導き出し、「他の法域の裁判所は、一般的に、婚姻の定義に同性のカップルを含むことを認めていない」として、*Baker v. Nelson* 事件、*Jones v. Hallahan* 事件、*Singer v. Hara* 事件

などを引用した。そして、婚姻の社会的・法的概念に言及した上で、「原告が自分たちの性的指向にもとづいて婚姻許可状の発給を拒否されたと主張するのは的確ではない。…婚姻許可状を求めるカップルが同性であれば、たとえ彼らの性的指向が異性愛指向であっても、同様に扱われる。原告は、当事者が男性と女性であることを要件とする婚姻それ自体の性質のために、婚姻許可状の発給を拒否されたのである。原告が許可状を求め、形成しようとしている関係は断じて婚姻ではなく、問題となった婚姻の定義の変更は議会によるものでなければならない」と結論づけた。

次いで、1992年6月2日、コロンビア特別区上位裁判所は、コロンビア特別区婚姻および離婚法が同性婚を認容しないことは違憲ではないと判示した。原告の主張は、第一に、婚姻する権利、すなわちデュー・プロセス条項により保障される基本的自由権 (fundamental liberty interest) を前提とし、同性婚はコロンビア特別区婚姻および離婚法にもとづき認容されないとするのは、原告が有する連邦憲法修正第5条のデュー・プロセスおよび平等保護に関する権利を侵害するものである、第二に、先の判決理由において、裁判所が、婚姻という文言の一般的な用法と解釈を定義しようとする際の歴史的な手がかりとして聖書を参照したことは、教会と州との境界 (church-state line) を混同するものであり、婚姻法を制定した際、議会が婚姻という文言の教会による理解に指導され (guided)、影響を受けていた場合には、当該制定法は修正第1条の国教樹立禁止条項に違反するというものであった。

裁判所は、第一の主張に関して、「本来のデュー・プロセスの審査は、抽象的な婚姻する権利の基本的性質ではなく、憲法が同性の人々に婚姻する権利を与えているかどうかにかかわっている」とし、同性婚を認容した州は現在まで存在しないという事実および歴史的背景からも、基本的権利と位置づけられるほど市民の伝統と良識に深く根づいているとはいえず、それ故、デュー・プロセスに包含される婚姻する権利があるという原告の主張は妥当ではない」とした。そして、原告の「同性愛者は、平等保護条項の分析のもとでは、違憲の疑いの強い分類を構成するため、コロンビア特別区による婚姻する権利に対するいかなる制限も、最も制限の少ない手段によってのみ達成されるやむにやまれぬ政府利益によって正当化されなければならない」という主張に対しても、「原告が許可状を求め形成しようとしている関係は婚姻ではないのであり、原告の階

級 (class) あるいは身分とは関連性がなく、原告による平等保護の主張は現実的ではない」と判示した。さらに、「許可状の発給を否定したことが原告の性的指向にもとづくものであったと仮定しても、…連邦最高裁判所は、違憲の疑いの強い分類として、人種、外国人であること、国籍の三つの分類を、違憲の疑いの強い分類に準じるもの (quasi-suspect) として、性、嫡出性の二つの分類を認容するのみであり、…同性愛者は、今日では、高度な憲法上の保護を保障しなければならないほど政治的権力において弱者ではない」と述べ、コロンビア特別区議会によるドメスティック・パートナーシップ法案の採択および同性愛者による政治的圧力をその根拠にあげた。そして、同性婚を禁止することが合理的に適法な州の利益に関係するかという点に関しては、「第一は、人種の存続すなわち生殖に必要不可欠な婚姻を促進する利益である。第二に、議会が同性婚を承認することは、コロンビア特別区や他の多くの法域で刑事犯罪であるほど道徳的に非難されるべきであると考えられているソドミー行為に、州による暗黙の承認を与えることになる。最後に、同性婚の認容は、最も神聖な制度の一つである婚姻の、前例もなく保障もない社会的改悪 (social tinkering) を引き起こすことになる」とし、平等保護条項に違反し違憲であるとする原告の主張を排斥した。

そして、裁判所は、原告による第二の主張を取るに足らないもの (frivolous) とした上で、「同性婚を禁止することが、宗教を奨励しようという立法者の意思であると仮定しても、同性婚の禁止は正当な世俗的目的 (legitimate secular purpose) によって動機づけられる」とし、明白かつやむにやまれぬ (clear and compelling) 世俗的目的として、生殖の奨励、ソドミー行為の回避および神聖な婚姻制度の保護を例示した。

これを不服として原告は上訴したが、1995年6月19日、コロンビア特別区控訴裁判所はこれを棄却した。

Dean v. District of Columbia 事件で、コロンビア特別区控訴裁判所は、同性婚が連邦憲法のデュー・プロセス条項によって保護される基本的権利でないこと、および連邦憲法の平等保護条項の分析のもとでの司法審査の基準は厳格な審査基準でないことを強調し、とくに後者については詳細な検討を加えている。控訴裁判所は、あるグループが違憲の疑いの強い分類と判断されるための要因として、①差別の歴史、②軽蔑的なス

テレオタイプの存在、③不変性、④政治的不利益をあげている。しかし、性的指向（同性愛）については、不変性を有するかどうか疑わしいため、違憲の疑いの強い分類ではないと判示したのである。

実際、同性愛指向が不変性を有するかどうかは医学的にも証明されていない。同性愛者が差別的な扱いを受けてきた歴史は確かに存在しているが、同性愛者に対するステレオタイプは以前に比べれば緩和されており、同性愛者の政治的な発言権も強力になってきている。つまり、同性愛者がゲイ権運動によって求めていたことが実現すればするほど、すなわち社会が同性愛者に対して寛容になり、公的機関が同性愛者を保護する政策を打ち出せば打ち出すほど、違憲の疑いの強い分類とは判断されにくくなるという結果になってしまうのである¹⁸⁾。このように考えると、平等保護条項にもとづき、性的指向にもとづく分類を違憲の疑いの強い分類とみて厳格な審査基準を採用するという論法には限界が存在するように思われる。

2. 婚姻から生じる利益および保護の獲得へ

ここまでの四つの事件では、同性婚を認容するか否かは、主として婚姻の定義にかかわる問題と捉えられていたということが出来る。その結果、同性のカップルの関係が婚姻か否かというオール・オア・ナッシングの判断が下されていた。しかし、Baehr v. Lewin 事件を契機に、議論は、婚姻から生じる利益および保護を付与するべきか否かというより具体的な問題へとシフトしていくことになる。

〔5〕Baehr v. Lewin 事件¹⁹⁾

申立人は、バーア (Baehr) およびダンセル (Dancel) をはじめとする三組の同性のカップルであり、婚姻許可状の発給を拒否されたため、ハワイ州保健省 (Department of Health, DOH) の長官であるルーウィン (Lewin) を相手取り、訴えを提起した。申立人は、婚姻許可状の発給が拒否されたことによって、ハワイ州憲法が保障するプライバシーの権利、平等保護、デュー・プロセスを侵害されており、有効な婚姻契約の要件を列挙するハワイ州現行制定法集 (Hawaii Revised Statutes, HRS) 572条1項は、それが、申立人が同性であることのみにもとづいて、婚姻許可状の発給を拒否することを正当化するために保健省によって解釈・適用されるか

ざり違憲であると主張する。

ハワイ州最高裁判所は、まず、プライバシーの権利およびデュー・プロセスについて、「ハワイ州憲法第1編6条は、最低限度、連邦憲法のプライバシー保護に包摂されるとして明示的に承認されたあらゆる基本的権利を包括する。これに関して、連邦最高裁判所は、『婚姻する権利』は修正第14条のデュー・プロセス条項に含まれる基本的な『プライバシー権』の一部であるとしている」として、*Skinner v. Oklahoma* 事件、*Zablocki v. Redhail* 事件²⁰⁾などを参照し、「婚姻する基本的権利について連邦憲法が構想しているものは、目下のところ、男女間の結合である。それ故、問題は、婚姻する基本的権利の現在の境界線を同性のカップルを含めるために拡張するかどうか、換言すれば、本件裁判所が同性のカップルには婚姻する基本的権利があると判示するかどうかである」とする。そして、*Griswold v. Connecticut* 事件に言及した上で、「同性婚の権利は、それを承認しないことが、われわれのあらゆる市民的・政治的制度の基礎にある自由と正義という基本原理に違反するほど、われわれの伝統と共通の良心に根づいているとはいえない。同性婚の権利が、それが犠牲にされたら自由も正義も存在しなくなるほど、秩序づけられた自由の概念に含まれているともいえない」とし、申立人には、プライバシー権やその他から生じる同性婚の憲法上の基本的権利はないと判示した。

しかし、申立人の「保健省が、申立人が同性であるという理由で婚姻を認めないことは、婚姻上の地位を条件とする様々な権利および利益へのアクセスを奪うものである」という主張に対して、裁判所は、申立人による平等保護の主張によつては、「ハワイ州は、同性であるということのみにもとづき婚姻許可状の発給を拒否することは許されなくなる」ことを示唆する。そして、州はやむにやまれぬ理由がある場合にのみ婚姻する権利を否定できること、合衆国憲法の平等保護条項とハワイ州憲法の平等保護条項はミラーイメージ (mirror images) ではなく、ハワイ州憲法のほうがより詳細な規定をおき、性にもとづく差別を禁止していること、および、HRS572条1項は、婚姻関係を一男一女に制限して、同性のカップルに婚姻上の地位へのアクセス、それに付随する権利および利益を否定していることなどをあげ、「申立人が、ハワイ州憲法の第1編5条に違反して法の平等保護を否定されているかどうかという問題を生じさせるのは、申立人の性にもとづく、婚姻夫婦の地位へのアクセス

に対する州による規制である」とし、ルーウィンが依拠する *Jones v. Hallahan* 事件, *Baker v. Nelson* 事件, *Singer v. Hara* 事件などと本件との相違点を検証する。そして、「平等保護の否定が主張される場合はいつでも、われわれの最初の調査は当該立法が厳格な審査基準に服するか合理性の審査基準に服するかであった」とし、男女間の性差別に関する先例を検討した上で、「性 (sex) はハワイ州憲法の平等保護条項の分析にもとづく『違憲の疑いの強いカテゴリー』であり、HRS572条1項は厳格審査に服する。それ故、HRS572条1項は、ルーウィンがハワイ州の代理人として、当該制定法の性にもとづく分類がやむにやまれぬ州の利益によって正当化され、当該制定法が申立人の憲法上の権利を不必要に剥奪しないように限定されていることを証明しないかぎり、違憲と推定される」と判示し、事件を原審に差し戻した。

Baehr v. Lewin 事件の特徴は、まず第一に、同性婚を認容しないことは、同性のカップルから「婚姻上の地位を条件とする様々な権利および利益へのアクセスを奪う」という申立人の主張を容れたことにある。第二に、婚姻を異性のカップルに制限する制定法は、性 (sex) 差別にあたるとして、厳格な審査基準を採用した点にある。ここで用いられた「男性が男性と、女性が女性と婚姻できないのは、彼らが同性愛者だから (性的指向にもとづく分類) ではなく、同性だから (性にもとづく分類) である」という論法の当否はともかく、初めて州婚姻法を違憲としたことの意義は大きい。

その後、ハワイ州では、1994年の通常選挙後、ミイケ (Miike) が新たに保健省長官に任命され、本件訴訟を承継し、1996年の *Baehr v. Miike* 事件²¹⁾ において、ハワイ州は、やむにやまれぬ州の利益として、①子およびその他の個人の健康および幸福を保障する利益、②婚姻生活において生殖を奨励する利益、③他の法域におけるハワイ州の婚姻の承認を保障し確実なものとする利益、④国庫を保護する利益、⑤同性婚が承認された場合の、合理的に予見できる市民に対する影響を含む、市民的自由を保障する利益を主張したが、差戻審は、いずれの主張についても十分な信用性のある証拠が提出されていないとして、「ハワイ州婚姻法の性にもとづく分類は、その文言および適用において違憲であり、ハワイ州憲法第1編5条の平等保護条項に違反し、ハワイ州は、申立人が同性であ

ることのみをもって婚姻許可状の申請を拒否できない」と判示した。

しかし、同年、婚姻保護法 (Defense of Marriage Act) が制定され、それと前後して30以上の州が州憲法ないし州婚姻法を改正し、同性婚を明示的に禁止したり、あるいは「他州で婚姻とされる同性の者の関係を尊重し、法律、記録および司法手続を実施することを要求されない」、「婚姻という文言は夫と妻としての一男一女の法的結合を意味し、配偶者という文言は夫または妻である異性の個人のみを指す」などの規定をおいている²²⁾。アラスカ州でも、婚姻法が改正され、同性婚は禁止されたが、それをアラスカ州憲法違反とする訴訟が提起された。

〔6〕Brause v. Bureau of Vital Statics 事件²³⁾

1994年8月4日、原告ブラウズ (Brause) およびデュガン (Dugan) は、婚姻許可状の申請書を作成し、それを提出した。原告らが同性であるという点を除けば、婚姻許可状を取得するための制定法上のあらゆる要件が備わっていた。人口動態統計所 (Office of Vital Statics) は、当該申請書を受理しなかった。ジョンストーン裁判長 (Johnstone Presiding Judge) は、「同性のカップルの婚姻はわれわれの制定法の体系 (scheme) で意図されていない」ので、「婚姻許可状は、同性のカップルを婚姻させるために発給されることはない」と通達していた。当事者は、その指示 (directives) が、当時の婚姻法の解釈としては正確であり、最近の法典の改正に一致するという点で同意している。

原告は、人口動態統計局 (Bureau of Vital Statics) などを相手取り、訴えを提起した。原告は、同性婚 (same-gender marriage) を禁止する制定法はアラスカ州憲法に違反するという宣言、および、州が当該制定法を適用できないようにする差止命令を求め、同性婚を禁止する制定法は、アラスカ州憲法が保障するプライバシーの権利および平等保護に違反すると主張した。

アラスカ州上位裁判所は、まず、原告が主張するプライバシーの権利につき、「本件で提示された問題は、婚姻の相手方として同性を選択した者による個人的な決定が基本的権利として承認されるかどうかである」とした上で、「ライフ・パートナーの選択は、人の容姿の決定に関する選択と同じぐらい重要で個人的である」とする。そして、「同性婚は『容認されていない』し、また人々の『伝統や共通の良心に根づいてい

ない』のは自明である」が、「問題は、同性婚が、それが基本的権利といえるほどわれわれの伝統に根づいているかどうかではなく、自分自身のライフ・パートナーを選択する自由が、われわれの伝統に根づいているかどうかであり、「ライフ・パートナーの選択は、プライバシー権の保護に服」し、「州が憲法上保護された権利を剥奪するのに必要なやむにやまれぬ利益を証明することができないかぎり、憲法は、これを容認しない」と判示した。また、平等保護についても、「婚姻し伝統的家族内で子を儲けようという決定が憲法上基本的権利として保護されるように、ライフ・パートナーを選択する決定も同様であり、非伝統的家族も憲法上保護され、「原告が承認を求めた決定が、伝統的な選択であろうと非伝統的な選択であろうと、決定それ自体は基本的であり、「ライフ・パートナーの選択は基本的権利であると認定」されるのであるから、「この権利に対するいかなる制限も、アラスカ州最高裁判所によって確立された厳格な審査基準に服する」と判示した。さらに、追加的にはあるが、「ライフ・パートナーを選択する権利が基本的でない」とすると、裁判所は、婚姻法が分類の問題を生じさせるかどうかを決定する必要がある。裁判所は、同性婚の禁止は、憲法上、性 (sex or gender) にもとづく分類の禁止を示唆するので、その場合、州は、そのような分類に適用される中間審査の基準を満たすことを要求される」としている。

同性婚の認否について、基本的権利という側面からアプローチした場合、従来であれば、「同性婚が、基本的権利といえるほどわれわれの伝統に根づいているかどうか」が問題とされたのに対し、Brause v. Bureau of Vital Statics 事件では、上位裁判所は、それを「自分自身のライフ・パートナーを選択する自由が、われわれの伝統に根づいているかどうか」に置き換え、ライフ・パートナーを選択する自由は基本的権利であるとした上で、厳格な審査基準に服するという結論を導き出している。さらに、追加的にはあるが、本件も、Baehr v. Lewin 事件と同様に、同性婚の禁止を性にもとづく差別と構成できることを示唆している。この性差別という論法は、州憲法の平等保護条項の内容にかかるところが大きい。ライフ・パートナーの選択の自由という論法は、どの州でも同様の結論を導き出せる可能性がある。しかし、ライフ・パートナーの選択が本当にプライバシー権であるのか、また、婚姻の相手方を選択する自由

も近親婚や重婚の禁止によって制限されるのであるから、ライフ・パートナーを選択する自由もある程度の制限を受けるのではないかという疑問も生じよう。

その後、ハワイ州およびアラスカ州は、同性婚を禁止するために州憲法を修正した。ハワイ州は、「議会は、婚姻を異性のカップルに制限する (reserve) 権限を有する」と規定し²⁴⁾、これを受けて、ハワイ州最高裁判所は、1999年12月に、Baehr v. Miike 事件において州勝訴の判決を下した²⁵⁾。

〔7〕Baker v. State of Vermont 事件²⁶⁾

原告は三組の同性のカップルであり、4年ないし25年間にわたり誓約をした関係 (committed relationships) で同居し、そのうち二組は子を共同で養育していた。カップルは、それぞれ、町政記録係 (town clerk) に婚姻許可状の発給を求めたが、ヴァモント州婚姻法にもとづき、要件を欠くとして許可状の発給を拒否された。ヴァモント州法は、婚姻を「法的に承認された一男一女の結合」と定義しており²⁷⁾、また、婚姻許可状は、「花嫁と花婿」が居住する町の役所によって発給されなければならないと規定していた²⁸⁾。そこで、カップルは、婚姻許可状の発給の拒否はヴァモント州婚姻法およびヴァモント州憲法に違反するという宣言的判決を求めて本件を提起した。

事実審裁判所は、州婚姻法が同性のカップルに婚姻許可状の発給を認めているとは解釈できず、生殖と子の養育との連関を奨励するという州の利益を合理的に促進しているため合憲であるとし、訴えを棄却した。原告から上訴がなされた。

ヴァモント州最高裁判所は、「ヴァモント州憲法の共同の利益条項 (Common Benefits Clause) ²⁹⁾ にもとづき、州は、ヴァモント州法にもとづく婚姻から生じる共同の利益および保護を同性のカップルに拡大することを要求さ」れ、これが、「婚姻法それ自体に包含される形式をとるか、同じ目的の (parallel) 『ドメスティック・パートナーシップ』システムをとるか、または、何らかの同意義の制定法上の代案をとるかについては、議会に委ねられる。しかし、いかなるシステムが選択されようとも、それは、すべてのヴァモント州民に、法の共同の利益、保護および安全を付与する憲法上の義務 (imperative) に一致しなければならない」

と判示した。

裁判所は、まず、「『婚姻』の明白かつ通常の意味が、夫と妻としての一男一女の結合であるということになんの疑いもない。婚姻を異性のカップルに制限することが、立法者の『意思および精神』(intent and spirit)に反しているとはいえない。したがって、原告には婚姻許可状を取得する資格がない」と判示した。

次に、裁判所は、原告の「婚姻に関する制定法が、原告が婚姻許可状を取得できないようにしており、婚姻から生じる利益および保護から同性のカップルを除外することは、ヴァモント州憲法第1章7条によって保障される法の共同の利益および保護に対する原告の権利を侵害する」という主張に対して、ヴァモント州憲法の共同の利益条項と連邦憲法の平等保護条項との相違に言及し、「共同の利益条項は、不平等な取り扱いを受けるマイノリティの権利を擁護するものではなく、すべてのヴァモント州民に法の平等な利益および保護を与えるものであり」、「ヴァモント州民の権利および自由の第一の保護手段は、平等保護条項よりも寛大な保護を提供する共同の利益条項である」とする。そして、ヴァモント州の先例は、連邦憲法の平等保護条項の分析のもとでの固定的な三段階の審査基準を必ずしも採用せず、「連邦憲法のもとでの合理性の審査基準よりも『より厳格な』合理性の審査を要求してきた」として、本件における審査基準は、三段階の審査基準ではなく、共同の利益条項の根底にある「包含の原理」(principle of inclusion)を中核として分析を行う審査基準であるとする。この審査基準にしたがい、裁判所は、まず、同性のカップルが婚姻から生じる利益および保護から除外されていることを分類の存在と認定し、次に、除外されることによって生じる重大な利益および不利益を列挙し、最後に州の利益と原告の利益を比較衡量している。州は、婚姻から生じる利益および保護から同性のカップルを除外する理由として、主として、「生殖と子の養育との結びつきを促進するという政府利益」、「他の法域との整合性」などを主張するが、裁判所は、「生殖とは無関係な理由による婚姻や、子を儲ける意思のない婚姻、子を儲けることができない婚姻も認められている。また、実際に、相当数の子が同性のカップルによって養育されており、…生殖補助技術(assisted-reproductive techniques)によって出産した子の数も増加している」とした。さらに、「ヴァモント州議会も、同性のカップルが、そのような

努力によって儲けた子を法律上養子として養育できるよう、積極的に法律上の障害を除去しており、他の州では統一的には承認していない同性のパートナーによる養子縁組をも承認している。さらに、婚姻から生じる法的保護から同性のカップルを除外してしまうと、カップルが関係を解消する際に彼らの子が不利益を被ることになりかねない」として、「州の主張はどれも、婚姻から生じる利益および保護から同性のカップルを除外する合理的かつ正当な根拠を提供していない」という。これに対して、原告は、相続権、不法行為訴権、各種保険の給付に関する権利、証拠法上の特権、医療上の処置に付随する権利、扶養、財産分割など多岐にわたる重要な利益を主張しており、裁判所は、「ヴァーモント州憲法第1章7条にもとづき、原告には、ヴァーモント州法にしたがって婚姻した異性のカップルに付与されるのと同等の利益および保護を付与される資格がある」と判示した。そして、「多くの者は、象徴的あるいは超俗的な（spiritual）婚姻関係の意義に言及するが、原告が主張するのは世俗的利益および保護である。公的承認および法的保護を、相互に愛情のある関係を継続しようという二個人の公然の誓約にまで拡大する州の利益は、カップルの誓約の法的なサポートは、個々人、家族およびより広いコミュニティを安定したものにするという信念に基づけられる。原告の主張の本質は、州が公認した家族に含有されることにある」とし、ヴァーモント州婚姻法の合憲性を支持した上位裁判所の判決を留保し、議会がここで述べられた憲法上の要請に一致する立法を検討し制定するまで判決の効果は保留され、管轄権は最高裁判所に保有されたとしたのである。

Baker v. State of Vermont 事件では、共同の利益条項の分析のもとでの司法審査の基準としてbalancing・テスト（balancing test）が採用されている。このため、裁判所は、分類の存否を認定するだけで足り、性的指向にもとづく分類が違憲の疑いの強い分類にあたるかどうかを判断する必要がなかったのである。この点においては、これまでの同性婚姻訴訟とは一線を画すものであり、今後、コネティカット州、オハイオ州、ウエスト・ヴァージニア州のように、ヴァーモント州の共同の利益条項に類似する憲法上の規定を有する州において同様の請求がなされた場合、説得的法源（persuasive authority）となることが予想される^{30）}。

Ⅲ. シヴィル・ユニオン法

1. シヴィル・ユニオン法の成立

ヴァモント州最高裁判所の命令によって、ヴァモント州議会は、憲法の修正、婚姻法の改正（同性婚の認容）、新しい法律の作成、を検討した。

憲法の修正に関しては、主として三つの修正案が上院に提出された。ハワイ州およびアラスカ州で憲法が修正されたことは前述したが、これらの州と同じように、憲法の修正によって、州議会または最高裁判所が同性婚を認容することを防止しようというのである。まず、第一の修正案は、憲法上、婚姻を一男一女の法的な結合と定義しようというものである。この修正案は17対13で否決された。第二の修正案は、憲法のいかなる規定も、婚姻は、司法部（judiciary）によって、一男一女以外のグループにも拡張されるということを要求するとは判示されないというもので、同性のカップルには婚姻許可状を取得する資格があるという憲法上の議論を消滅させようとするものである。これは18対12で否決された。第三の修正案は、婚姻の定義が一男一女の結合であることを明確にし、婚姻の利益および義務は、州議会または裁判所によって、一男一女以外のいかなるグループにも拡張される必要はないと規定するというものである。この修正案によれば、ヴァモント州憲法は、婚姻から生じる利益および保護に関しては、すべての州民が、平等に扱われることを要求しないと明示することによって、共同の利益条項に例外を設けることになる。この修正案は21対9で否決された。

また、婚姻法の改正については、下院の司法委員会（Judiciary Committee）では8対3で、下院では125対22で否決され、上院の司法委員会では、シヴィル・ユニオン法案が優勢であったため、全員一致で否決された³¹⁾。

シヴィル・ユニオン法案は、2000年3月16日に下院において76対69で可決され、4月19日に19対11で上院を通過、4月26日に州知事によって署名された³²⁾。シヴィル・ユニオン法の目的は、ヴァモント州憲法の共同の利益条項が要求する「ヴァモント州法が、婚姻した異性のカップルに付与するのと同等の利益および保護を獲得する」機会を同性のカップルにも提供することである。この法律のほとんどが2000年7月1日に施行され、保険、税などに関する部分については2001年1月1日に施行さ

れた。

Baker v. State of Vermont 事件の判決からわずか6カ月あまりでシヴィル・ユニオン法を施行するという、ヴァモント州議会の迅速な対応の背景には、いくつかの理由がある。第一に、ヴァモント州最高裁判所が、*Baker v. State of Vermont* 事件において、「秩序正しく（orderly）かつ迅速に、合理的な期間内に」婚姻した異性のカップルに付与されるのと同等の「利益および保護が、制定法上、付与されない場合には、原告は、原告が当初求めていた救済を命令するよう本裁判所に申し立てることができると判示していたことである³³⁾。州議会がこの期間および内容に違反した場合には、最高裁判所によって、同性のカップルにも婚姻許可状を発給するという命令が下され、同性婚が認容されることになっていたのである。前述のように、ヴァモント州議会は、同性婚の認容には反対であった。第二に、ヴァモント州の同性愛者に対する寛容さがあげられる。たとえば、ヴァモント州議会は、1992年に、性的施行にもとづく差別を禁止する包括的な法律を制定し、同性愛者の保護を図っている³⁴⁾。また、1993年の *B.L.V.B.* 事件³⁵⁾ では、実親の「配偶者」との養子縁組の場合には実親の権利（parental rights）は終了しないという除外規定における「配偶者」の解釈が問題となった。実母とその女性パートナーは、実母の権利を終了させずに、パートナーに子を法律上養子とすることを認める許可を求めた。ヴァモント州最高裁判所は、当該制定法の目的は、除外規定を法律上の婚姻をしたカップルに制限することではなく、子を保護することであり、このような状況で制定法を文言通り適用することは、制定法の目的を無にし不合理な結果となり、家族の構成単位（family unit）が実母とそのパートナーで構成され、当該養子縁組が子の最善の利益にかなう場合には、実母の権利を終了させることなく、パートナーは子を養子にすることができると判示した。このように、ヴァモント州は、安定した継続的な同性のカップルの関係を家族として保護し、同性愛者が養親となることも認めていたのである³⁶⁾。

2. シヴィル・ユニオン法とはどのようなものか

ヴァモント州議会は、「第23章シヴィル・ユニオン」、「第106章シヴィル・ユニオン法の記録および許可状」を新設し、その他数箇条を新設あるいは修正した。それに加えて、血縁関係または養親子関係にあって、

シヴィル・ユニオンまたは婚姻を締結できない二人の者のために、「第25章互惠の受益者 (reciprocal beneficiaries)」も新設している。以下、各章の抄訳を掲載し、必要に応じて簡単なコメントを付すことにする³⁷⁾。

まず、第23章が、シヴィル・ユニオンの定義、有効なシヴィル・ユニオンの成立要件、シヴィル・ユニオンの当事者の利益・保護・責任、シヴィル・ユニオン条項の修正、シヴィル・ユニオンの解消などについて規定する。

第23章 シヴィル・ユニオン

1201条 (定義)

- (1)本章において「シヴィル・ユニオン証明書」とは、証明書に記載されている者が、本章および第106章で定めるところにより、本州においてシヴィル・ユニオンを確立したことを証明する書類をいう。
- (2)本章において「シヴィル・ユニオン」とは、二人の有資格者が、本章で定めるところにより、一定の関係を確立し、配偶者 (spouses) の利益および保護を享受し、義務に服することをいう。
- (3)本章において「長官」(commissioner) とは、保健省長官 (commissioner of health) をいう。
- (4)本章において「婚姻」とは、法律上承認された一男一女の結合をいう。
- (5)本章において「シヴィル・ユニオンの当事者」とは、本章および第106章で定めるところにより、シヴィル・ユニオンを確立した者をいう。

1202条 (有効なシヴィル・ユニオンの要件)

ヴァーモント州においてシヴィル・ユニオンを確立するには、シヴィル・ユニオンの当事者が次の規準 (criteria) のすべてを満たしていなければならない。

- (1)別のシヴィル・ユニオンまたは別の婚姻の当事者でないこと。
- (2)同性であり、そのために本州の婚姻法から除外されていること。
- (3)第106章に規定する規準および義務を満たしていること。

同性のカップルに対する法的保護

1203条 (シヴィル・ユニオンを締結できない親等の者)

- (a) 女性は、その母、祖母、娘、孫 (女)、姉妹 (sister)、姪、伯母・叔母とはシヴィル・ユニオンを締結できない。
- (b) 男性は、その父、祖父、息子、孫 (男)、兄弟 (brother)、甥、伯父・叔父とはシヴィル・ユニオンを締結できない。
- (c) 本条(a)項または(b)項でシヴィル・ユニオンを締結することを禁止された者とのシヴィル・ユニオンは無効である。

1204条 (シヴィル・ユニオンの当事者の利益、保護および義務)

- (a) シヴィル・ユニオンの当事者は、法にもとづく利益、保護および義務の起源が、制定法、行政規則もしくは裁判所規則、政策 (policy)、コモン・ローまたは国内法 (civil law) の他の法源のいずれであっても、婚姻の配偶者に付与されるのとまったく同等の利益、保護および義務を有する。
- (b) シヴィル・ユニオンの当事者は、法全体にわたり、「配偶者」、「家族」、「直近の家族」(immediate family)、「被扶養者」、「近親者」(next of kin) という文言および配偶者の関係を示すその他の文言の定義または使用に包含される。
- (c) シヴィル・ユニオンの当事者は、婚姻夫婦のために法にもとづき命じられるのと同程度および同方法で、他方を扶養する義務を負う。
- (d) 無効 (annulment)、別居および離婚、子の監護および扶養 (support) ならびに財産分割および扶養 (maintenance) を含む、家族関係 (domestic relations) の法は、シヴィル・ユニオンの当事者に適用される。
- (e) 次に掲げるものは、配偶者の法律上の利益、保護、および義務のリストであり、シヴィル・ユニオンの当事者にも同様に適用される。
 - (1) 権原 (title)、不動産権 (tenure)、法定相続 (descent) および遺産分割、無遺言相続、遺言の放棄、生存者財産権 (survivorship)、または、その他夫婦全部保有 (tenants by the entirety) として物的財産および人的財産を保有する資格を含む、生前もしくは死後の、物的財産もしくは人的財産の取得、所有もしくは譲渡の

付随事項に関する法律

- (2) 不法死亡 (wrongful death), 精神的苦痛, 配偶者権 (consortium) の喪失, 酒場での被害 (dramshop), もしくは他の不法行為にもとづく訴訟, または, 配偶者の地位を引用する, 配偶者の地位に関する, もしくは配偶者の地位に依拠する契約にもとづく訴訟を含む, 配偶者の地位に関する, または配偶者の地位に依拠する請求権
- (3) 検認法およびその手続
- (4) 養子法およびその手続
- (5) 第3編631条に規定する州職員の団体保険および第8編8005条に規定する継続的ケア契約 (continuing care contract)
- (6) 第3編18条に規定する配偶者虐待 (spouse abuse) プログラム
- (7) 夫婦の地位 (marital status) にもとづく差別の禁止
- (8) 第13編5351条に規定する犯罪被害者の損失補償請求権 (compensation rights)
- (9) 労働者災害補償の給付金
- (10) 第18編第42章に規定する患者の権利章典 (Patient's Bill of Rights) および第33編第73章に規定する老人ホーム入居者の権利章典 (Nursing Home Resident's Bill of Rights) を含む, 非常時および常時の医療上のケアおよび処置, 病院での面会, 告知 (notification) に関する法律
- (11) 第18編第111章に規定する末期のケアに関する証書 (terminal care documents) および第14編第121章に規定するヘルスケアの執行および撤回に関する持続的代理権の委任状 (durable power of attorney)
- (12) 第21編第5章4A節に規定する家族休暇 (family leave) の特権
- (13) 州法に規定する公的扶助の給付金
- (14) 遺産税 (estate taxes) を除く, 州または地方自治体によって課される税に関する法律
- (15) 証言の強要からの免責および婚姻関係にもとづく秘匿特権に関する法律
- (16) 第27編105条に規定する生存配偶者の家産権および第32編6062条に規定する家産に対する税の控除 (tax allowance)

同性のカップルに対する法的保護

- (17) 第8編1849条に規定する復員軍人に対する貸付 (loans to veterans) に関する法律
- (18) 第10編272条に規定する家庭農業経営者 (family farmer) の定義
- (19) 第18編5240条に規定する他人による死体提供に対する実行、取消しおよび異議に関する法律
- (20) 第20編1544条に規定する兵役に対する州による報酬
- (21) 第17編2532条に規定する不在投票の適用
- (22) 第10編4253条に規定する釣りおよび狩猟に対する家族土地所有者の権利 (family landowner rights)
- (23) 第8編2235条に規定する賃金債権譲渡担保 (assignment of wages) の法律上の要件
- (24) 第15編7条に規定する [シヴィル・ユニオン] 関係の主張 (affirmance)
- (f) シヴィル・ユニオンの締結中にどちらか一方が実親となった子に関する、シヴィル・ユニオンの当事者の権利は、婚姻中に配偶者の一方が実親となった子に関する、婚姻したカップルの権利と同等である。

1205条 (シヴィル・ユニオン条項の修正)

シヴィル・ユニオンの当事者は、自分たちのユニオンに関する一定の了解 (particular understandings) を説明する、法にもとづき承認され履行を強制できる婚姻前契約 (antenuptical agreement) またはその他の契約を完成した (execute) 婚姻当事者と同方法および同程度で、自分たちのシヴィル・ユニオンの条項、条件 (conditions) および効果を修正することができる。

1206条 (シヴィル・ユニオンの解消)

家庭裁判所 (family court) は、シヴィル・ユニオンの解消に関するすべての手続に対して管轄権を有する。シヴィル・ユニオンの解消は、居住要件を含め、本編第11章で定めるところにより、婚姻の解消に関連するものと同様の手続にしたがい、同様の実体的権利および義務に服する。

1207条 (保健省長官の義務)

- (a) 長官は、すべての町政記録係 (town and county clerks) に対してシヴィル・ユニオン許可状および証明書申請用紙 (Civil Union license and certificate forms) を提供しなければならない。
- (b) 長官は、すべてのシヴィル・ユニオンの記録を保管しなければならない。

なお、1202条(1)号との関連で、重婚禁止規定である第15編第1章4条が、「生存中の妻または夫」という文言から、「生存配偶者またはシヴィル・ユニオンの生存当事者」という文言に修正された³⁹⁾。また、シヴィル・ユニオンの締結が禁止される親等の範囲(1203条)は、近親婚が禁止される親等の範囲と一致している³⁹⁾。

次に第106章が、シヴィル・ユニオン許可状の発給、シヴィル・ユニオンの認証、シヴィル・ユニオン証明書などについて規定する。

第106章 シヴィル・ユニオンの記録および許可状

5160条 (シヴィル・ユニオン許可状の発給、認証、シヴィル・ユニオン証明書の返却)

- (a) …許可状は、当事者の一方が居住する町の町政記録係によって発給されなければならない。ただし、当事者の双方が州の居住者 (resident) でない場合は、州のいずれかの町政記録係によって発給されなければならない。
- (b) シヴィル・ユニオン許可状は、発給の日から60日以内に、申請されたシヴィル・ユニオンの当事者の一方によって、本章5164条に規定するシヴィル・ユニオンを認証する権限を付与された者に、送達されなければならない。申請されたシヴィル・ユニオンが、発給の日から60日以内に認証を受けない場合には、許可状は無効となる。権限を付与された者は、シヴィル・ユニオンを認証した後、許可状に必要事項を記入して、シヴィル・ユニオンに署名し、認証しなければならない。その時点で、書類はシヴィル・ユニオン証明書となる。
- (c) 認証した者は、認証後10日以内に、許可状を発給した町政記録係の事務所に、シヴィル・ユニオン証明書を返却しなければならない。…

同性のカップルに対する法的保護

(d)～(f)省略

5161条（許可状の発給）

(a)町政記録係（town clerk）は、本章5160条の規定を満たした申請者および州法にもとづきシヴィル・ユニオン許可状を申請する資格のある申請者全員にシヴィル・ユニオン許可状を発給しなければならない。

(b)省略

5162条 省略

5163条（未成年者および無能力者に関する制限）

(a)町政記録係は、シヴィル・ユニオンを締結しようとする当事者の一方が、次の各号に該当する場合は、シヴィル・ユニオン許可状を発給してはならない。

(1)18歳未満の者

(2)精神異常者

(3)後見人の書面による同意のない被後見人

(b)省略

5164条（シヴィル・ユニオンを認証する権限のある者）

シヴィル・ユニオンは、最高裁判所裁判官…聖職者（clergy）…によって認証される。…

5165条～5169条 省略

ヴァermont州では、14歳以上の者は、父母の一方または後見人の書面による同意、裁判官の認証などの要件を満たせば、婚姻することができる⁴⁰⁾が、年齢については、シヴィル・ユニオンはなんら例外を認めず、成人年齢である18歳⁴¹⁾をもってシヴィル・ユニオンの適齢としている。なお、シヴィル・ユニオンを認証する（certify）権限のある者と婚姻を挙行する（solemnize）権限のある者の範囲は同じである⁴²⁾。

その他、シヴィル・ユニオン法の制定にともない、「花婿」（groom）、

「花嫁」(bride)という文言が、「婚姻またはシヴィル・ユニオンの当事者」という文言に修正されたり⁴³⁾、あるいは、各種証明書に関する規定に、「シヴィル・ユニオン証明書」という文言が追加されている⁴⁴⁾。

さて、第25章は、互恵的受益者に関する規定である。これは、兄弟や姉妹、母と息子などのカップルに一定の配偶者の利益を付与しようというものである。

第25章 互恵的受益者

1301条 (目的)

(a)本章の目的は、血縁関係または養親子関係にある二人の者に、次の特定の領域で、配偶者に付与される利益および保護を享受し、義務に服するために、合意にもとづく互恵的受益者関係を確立する機会を提供することにある。

(1)第18編1853条に規定する病院での面会および医療上の意思決定

(2)第18編5240条に規定する死体提供に関する意思決定

(3)第18編5220条に規定する残余財産 (remains) の処分に関する意思決定

(4)第14編3456条に規定するヘルスケアのための持続的代理権の委任状および第18編5254条に規定する末期のケアに関する証書

(5)第18編第42章に規定する患者の権利章典

(6)第33編第73章に規定する老人ホーム入居者の権利章典

(7)第15編第21章に規定する虐待防止 (prevention)

(b)本章は、互恵的受益者のために、ここで明確に列挙されていない配偶者の利益、保護または義務を創設するよう解釈されてはならない。

1302条 (定義)

(1)「長官」とは、保健省長官をいう。

(2)「互恵的受益者」とは、本章で定めるところにより、互恵的受益者関係を確立した者をいう。

(3)「互恵的受益者関係」とは、二人の有資格者が本章にもとづく関係を確立し、明確に列挙された法の領域で、配偶者に付与される利益および保護を享受し、義務に服することをいう。

1303条（有効な互恵的受益者関係の要件）

ヴァーモント州において互恵的受益者関係を確立するには、当事者が次の規準のすべてを満たしていなければならない。

- （１）18歳以上で、契約を締結する能力を有すること。
- （２）別の互恵的受益者関係、シヴィル・ユニオンまたは婚姻の当事者でないこと。
- （３）血縁関係または養親子関係にあり、申請された互恵的受益者関係の相手方当事者とシヴィル・ユニオンまたは婚姻を確立することを禁止されていること。
- （４）暴力（force）、詐欺または強迫によらずに、互恵的受益者関係に同意していること。

1304条（互恵的受益者関係の確立）

本章1303条に規定する規準を満たす二人の者は、署名され公証された文書（declaration）を長官に提出し、10ドルの手数料（filing fee）を支払うことによって、互恵的受益者関係を確立することができる。長官は、当該文書を登録し、当事者に、当該文書が当該当事者の名で登録されたことを証明する互恵的受益者関係証明書を付与しなければならない。

1305条（互恵的受益者関係の解消）

- （a）互恵的受益者の当事者の一方は、署名され公証された文書を長官に提出することによって、関係を終了させることができる。
- （b）省略
- （c）互恵的受益者関係の当事者が有効なシヴィル・ユニオンまたは婚姻を締結した場合、互恵的受益者関係は終了し、当事者は互恵的受益者関係の利益、保護および義務を享受する資格を失う。

1306条 省略

Ⅳ. おわりに

シヴィル・ユニオン法が施行されたことによって、ヴァーモント州では、登録をした同性のカップルにも、婚姻をした異性のカップルと同等の利

益および保護が付与されることになった。しかし、ヴァモント州議会がシヴィル・ユニオンを選択し、同性婚を選択しなかったことによって、新たな議論が生じている。すなわち、異性のカップルのための婚姻制度と同性のカップルのためのシヴィル・ユニオンという「分離しても平等」的な二つの制度が併設されたことの妥当性である⁴⁵⁾。さらに、婚姻保護法との関係も問題になる。婚姻保護法は、「いかなる州も、他州において婚姻とされる同性の者の関係を尊重し、法律、記録および司法手続を実施することを要求されない」と規定するが、同法にいう「婚姻とされる同性の者の関係」にシヴィル・ユニオンは含まれるのだろうか。婚姻制度とシヴィル・ユニオンとは別の制度であるから、シヴィル・ユニオンは「婚姻とされる同性の者の関係」にはあたらない、という解釈は十分に成り立つだろう。そうだとすると、他州は、「すべての他州の法律、記録および司法手続に対して、十分な信頼と信用が付与されなければならない」と規定する合衆国憲法第4条1節の十分な信頼と信用条項 (full faith and credit clause) にもとづき、それぞれの州において、シヴィル・ユニオンを承認しなければならないのだろうか。また、これとは反対に、シヴィル・ユニオンを「婚姻とされる同性の者の関係」とみて、婚姻保護法にもとづき、シヴィル・ユニオンを承認しないとすると、十分な信頼と信用条項との関係で、これまで争われることのなかった婚姻保護法それ自体の合憲性も問題となるだろう。

すでにみたように、ヨーロッパ諸国同様、アメリカ合衆国でも、同性婚は認められていない。ヴァモント州議会は、同性のカップルに婚姻を認めず、婚姻法のミラーイメージともいべきシヴィル・ユニオン法を制定し、異性のカップルと同性のカップルは、別々の制度のもとで同等の利益および保護を付与されることになった。両制度の差異は、一見したところ、年齢要件を除けば、許可状の発給を申請する者の性が異性であるか同性であるかにすぎない。その意味では、シヴィル・ユニオンは、法的承認や保護を望む同性のカップルにとって、もっとも進歩的で有用な制度ということができる。シヴィル・ユニオンが有効に機能するかどうかについては今後の展開に注目しなければならないが、それと同時に、同性婚をめぐる訴訟や婚姻保護法が守ろうとしている婚姻制度とはいかなるものであるのか、あらためて婚姻制度それ自体の意義を問い直す必要もあるのではないだろうか⁴⁶⁾。

- 1) See Pederson, *Denmark: Homosexual Marriages and New Rules Regarding Separation and Divorce*, 30 J. FAM. L. 289 (1991-92). 石渡利康「北欧の家族法—とくにデンマーク」黒木三郎監修『世界の家族法』167頁(1991年, 敬文堂)参照。
- 2) 林瑞枝「フランスのカップル法制の行方「連帯の民事契約(パックス)」法案の波紋」時の法令1595号68頁以下, 丸山茂「PACS—同性愛の制度的承認か?」神奈川大学評論34号165頁以下(1999年), 高山直也「ホモセクシュアルと連帯民事契約(PACS)法」リファレンス2000年1号85頁以下, フィリップ・ジェスタツ(野村豊弘・本山敦訳)「内縁を立法化するべきか—フランスのPACS法について」ジュリ1172号98頁以下参照。
- 3) レジスタード・パートナーシップ制度については, See Brumby, *What Is in a Name: Why the European Same-sex Partnership Acts Create a Valid Marital Relationship*, 28 GA J. INTL. & COMP. L. 145, 145 (1999); 棚村政行『結婚の法律学』173頁~174頁(有斐閣, 2000年)参照。
- 4) 棚村政行「家族的パートナーシップ制度」青山法学論集33巻3・4号109頁以下(1992年)参照。
- 5) たとえば, 死亡した男性労働者のゲイのパートナーも被扶養関係を証明できるなら, 遺族給付を受給できるとした事例(Doonan v. Workers' Comp. Appeals Bd., 187 Cal. Rptr. 869 (Ct. App. 1982).), 死亡した賃借人のパートナーを家族構成員と認め, 家主による立退請求から保護した事例(Braschi v. Stahl Associates Co., 543 N.E.2d 49 (N.Y. 1989).), 死亡した女性のレズビアンに, 不法死亡法(Wrongful Death Act)にもとづく近親者(next of kin)としての損害賠償を認めた事例(Solomon v. District of Columbia, 21 Fam. L. Rep. (BNA) 1316 (DC SuperCt. 1995).), 同性のカップルの婚姻前契約類似の(preuptial-like)合意を有効とした事例(Posik v. Layton, 23 Fam. L. Rep. (BNA) 1296 (Fla. 5th Dist. Ct. App. 1997) などがある。
- 6) Baker v. Nelson, 191 N.W.2d 185 (Minn. 1971), appeal dismissed, 409 U.S. 810 (1972).
- 7) Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson, 316 U.S. 536, 86 L.Ed 165 5 (1942).
- 8) Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479, 14 L.Ed.2d 510 (1965).
- 9) Loving v. Virginia, 388 U.S. 1, 18 L.Ed.2d 1010 (1967).
- 10) MINN. STAT. ANN. § 517.01; § 517.03(a)(4) (West Supp. 2000).
- 11) Jones v. Hallahan, 501 S.W.2d 588 (Ky. Ct. App. 1973).
- 12) KY. REV. STAT. ANN. § 402.005; § 402.020(1)(d) (Lexis 1999).
- 13) Singer v. Hara, 522 P.2d 1187 (Wash. Ct. App. 1974).
- 14) これについては, 戸松秀典『平等原則と司法審査』(有斐閣, 1990年)が詳しい。

- 15) *Bowers v. Hardwick*, 478 U.S. 186, 92 L.Ed.2d 140 (1986).
- 16) WASH. REV. CODE ANN. § 26.04.020(c) (West Supp. 2001).
- 17) *Dean v. District of Columbia*, 18 Fam.L.Rep. (BNA) 1142 (Super.Ct. 1991); 18 Fam.L.Rep. (BNA) 1387 (Super.Ct. 1992); 653 A.2d 307 (D.C. 1995).
- 18) 同旨のものとして、篠原光児『Equality Foundation v. City of Cincinnati, 128 F.3d 289 (6th Cir. 1997), *reh'g denied*, 1998 WL 101701 (6th Cir. Feb. 5, 1998), *cert. denied*, 一U.S. —, 119 S.Ct. 365 (1998) —合衆国憲法第14修正中の平等保護条項のもとで、市が同性愛者らに有利となる措置をとることを禁止する旨を定めた市憲章修正を合憲とした事例』[2000-2] アメリカ法(351頁) 参照。
- 19) *Baehr v. Lewin*, 852 P.2d 44, *reconsideration granted in part*, 875 P.2d 225 (Hawaii 1993).
- 20) *Zablocki v. Redhail*, 434 U.S. 374, 54 L.Ed. 2d 618 (1978).
- 21) *Baehr v. Miike*, 23 Fam. L. Rep. (BNA) 2001 (Hawaii CirCt 1stCir. 1996).
- 22) Defense of Marriage Act, Pub. L. No. 104-199, 1 U.S.C.A. § 1-7; 28 U.S.C.A. § 1738C (West 1997). また、憲法ないし婚姻法を改正した州については、鈴木伸智「成年養子縁組と同性愛」青山法学論集41巻1・2・3号73頁注(22) (1999年) 参照。なお、ハワイ州では、1998年に互惠の受益者法(Reciprocal Beneficiaries Act, HAW. REV. STAT. ch 572C (1998).) が制定され、同性のカップルにも一定の保護を与えている。See Burnette, *Hawaii's Reciprocal Beneficiaries Act: An Effective Step in Resolving the Controversy Surrounding Same-sex Marriage*, 37 BRANDEIS L. J. 81 (1998—1999).
- 23) *Brause v. Bureau of Vital Statics*, 24 Fam. L. Rep. (BNA) 2015 (Alaska SuperCt. 1998).
- 24) HAW. CONST. art. I, § 23 (Supp. 1999). なお、アラスカ州は、「本州において、有効または承認される婚姻は、一男一女の間にのみ存在する」と規定した。ALASKA CONST. art. I, § 25 (Supp. 1999).
- 25) *Baehr v. Miike*, 1999 Haw. LEXIS 391 (Dec. 9.1999).
- 26) *Baker v. State of Vermont*, 744 A.2d 864 (Vt. 1999).
- 27) 15 V.S.A. § 9 (2000), state of Vermont, *available at* <http://www.leg.state.vt.us/statutes/title15/CHAP001.HTM> # 00008.
- 28) 18 V.S.A. § 5131(a) (2000), state of Vermont, *available at* <http://www.leg.state.vt.us/statutes/titld8/CHAP105.HTM> # 05131.
- 29) VT. CONST. ch. I, art. 7 (1995). 政府は、人民、国家(nation)ないし共同体の共同の利益、保護または安全のために設立されたのであって、共同体の一部にすぎない個人、家族または集団の個別の利潤または利益のために設立されたのではない。

- 30) Blandin, Case Note : Baker v. Vermont, 9 LAW & SEX. 349, 371 (2000).
- 31) *Questions and Answers about H.847 as Passed by the General Assembly*, state of Vermont, at <http://www.leg.state.vt.us/baker/h-847q&a.htm> (last visited Jan. 30, 2001).
- 32) *Rollcall Votes for a Specific Bill 1999-2000 Legislative Session*, state of Vermont, at <http://www.leg.state.vt.us/database/status/rcdetail.cfm?Bill=H.0847&Session=2000&RollCallID=2436> (last visited Jan. 30, 2001).
- 33) Baker v. State of Vermont, 744 A.2d 864, 887 (Vt. 1999).
- 34) VT. STAT. ANN. tit. 1, § 143 (1995).
- 35) *In re B.L.V.B.*, 628 A.2d 1271 (Vt. 1993).
- 36) VT. STAT. ANN. tit. 15A, § 1-102 (Supp. 1996). また、高井裕之「同性結婚の拒否と州憲法上の平等原則 Baker v. State of Vermont, 744 A.2d 864, 1999 Vt. LEXIS 406 (1999)」ジュリ1177号221頁は、これらに加えて、ヴァモント州憲法修正の手続的困難さ（憲法修正は上院の3分の2で発議し下院の過半数の同意を得た案を次の会期〔2年単位〕に再び提出して上下両院それぞれ過半数の同意を得たうえで州民投票に付し投票の過半数の賛成で成立する）を指摘する。
- 37) 2000 Vt. Acts and Resolves 91, state of Vermont, available at <http://www.leg.state.vt.us/docs/2000/acts/act091.htm>.
- 38) 15 V.S.A. § 4 (2000), state of Vermont, available at <http://www.leg.state.vt.us/statutes/title15/CHAP001.HTM#00004>.
- 39) VT. STAT. ANN. tit. 15, § 1; VT. STAT. ANN. tit. 15, § 2 (1989).
- 40) VT. STAT. ANN. tit. 18, § 5142 (1987).
- 41) VT. STAT. ANN. tit. 1, § 173 (1995).
- 42) 18 V.S.A. § 5144 (2000), state of Vermont, available at <http://www.leg.state.vt.us/statutes/title18/CHAP105.HTM#05144>.
- 43) See, e.g., 18 V.S.A. § 5005 (2000), state of Vermont, available at <http://www.leg.state.vt.us/statutes/title18/CHAP101.HTM#05005>.
- 44) See, e.g., 18 V.S.A. § 5006 (2000), state of Vermont, available at <http://www.leg.state.vt.us/statutes/title18/CHAP101.HTM#05006>.
- 45) See Blandin, *supra* note 27, at 370.
- 46) See Krause, *Marriage for the New Millennium : Heterosexual, Same Sex - Or Not at All?*, 34 FAM. L. Q. 271, 298 (2000).